

個人の市・県民税・森林環境税納税通知書 6月13日(木)に発送予定

納期限 普通徴収(納付書・口座振替)第1期…7月1日(月)
 ※令和6年度の市・県民税の課税(非課税)証明書・所得証明書は6月3日(月)から交付可
◎3月16日以降に所得税の確定申告書を税務署に提出した方
 7月に税額変更・課税する場合があります。対象者には変更通知書を送付します。

令和6年度の税制改正事項

◎森林環境税(国税)の徴収
 令和6年度から市・県民税均等割額の枠組みを用いて徴収します。令和5年度までの「東日本大震災復興基本法」に基づいた徴収は終了しました。徴収額(年額1,000円)に変更はありません。

◎市・県民税の定額減税
因 市・県民税所得割額の納税義務者のうち、令和5年中の合計所得額が1,805万円以下の方
減税額 本人…1万円、控除対象配偶者・扶養親族(国外居住者を除く)…1人につき1万円
 ※詳しくは市ホームページまたは納税通知書に同封の案内をご覧ください。
 ※減税額が市・県民税所得割額を上回る(減税しきれない)場合は、調整給付金を支給します。対象者には案内を送付予定です。
因 納税通知書…課税課・内線401、証明書…課税課・内線457

国民健康保険税の納税通知書 6月14日(金)に発送予定

国民健康保険の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、世帯主宛てに送付します。
 後期高齢者医療保険料決定通知書(納入通知書)は、7月中旬に送付します。

納付方法

◎普通徴収(納付書・口座振替)
 4月～翌年3月の12カ月分を10回に分けて金融機関窓口などで納めます。口座振替にすると自動で引き落とされ、翌年以降も継続されます。

口座振替の登録 取扱金融機関に通帳、届出印、依頼書(市内金融機関、国保年金課、各行政サービスセンターで配布)を持参

◎特別徴収(年金から天引き)
 年金支給月に仮徴収と本徴収により納めます。
 仮徴収(4月・6月・8月)は令和5年度の保険税額を案分した額を徴収し、本徴収(10月・12月・2月)は仮徴収を差し引いた残りの税額を3回に分けて徴収します。
 ※令和5年度から引き続き特別徴収となる方は、2月に徴収した保険税額と同額を仮徴収します。
 ※世帯主が令和6年度中に75歳になり後期高齢者医療保険に移行する場合は、令和6年度の特別徴収は行えません。

納付が困難な場合はご相談ください

保険税を滞納すると延滞金が加算されます。納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

国民健康保険の加入・脱退

国保年金課・各行政サービスセンターに必ず届け出てください。
〈共通〉 因 国保年金課(市役所本庁舎1階)・内線930

介護保険料の納入通知書 6月14日(金)に発送予定

納期限 普通徴収(納付書・口座振替)第1期…7月1日(月)
納付方法 納付書裏面に記載の金融機関・コンビニ・スマホ決済アプリ・クレジットカード
 ※特別徴収(年金から天引き)の方は納入通知書でご確認ください。
因 高齢者支援課・内線313



手賀沼チームラン・キッズラン

うなきちカップ 協賛・出店企業募集

申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

因 11月30日(出)※雨天実施、荒天中止
所 手賀沼親水広場特設コース
参加者数 約1,000人(観覧者含む)



▲市HP

◎協賛企業
因 協賛金(1口5,000円)、物品提供(飲み物・ノベルティなど)
特典 ゼッケンなどに企業ロゴを記載、ステージPR、協賛ブース、チームラン参加枠提供など※口数により異なります。
申 9月30日(月)まで
 ※チラシ・ポスターに企業名などを記載する場合は6月21日(金)まで



◎出店企業
因 飲食・物販など
定 先着10店
費 1,000円
申 市内枠(市内に店舗がある飲食店など)…6月3日(月)～14日(金)、一般枠…6月17日(月)～7月31日(水)
因 教育委員会文化・スポーツ課(実行委員会事務局) ☎04-7185-1604

あひこカップまつり ステージイベント出演者・出店者募集

夏の楽しい思い出
みんなで盛り上げよう

因 8月31日(出)10時～20時※荒天中止
所 手賀沼公園

◎出演者
対 個人・団体※市内団体優先
費 無料
◎出店者
定 飲食…20店、キッチンカー10台、物販…10店
費 有料



※市商工会員優先、応募者多数の場合は実行委員会にて選考
申因 6月30日(日)までに、まつりホームページに掲載の申し込みフォームまたは申込書(まつりホームページからダウンロード可)をファクス。実行委員会 ☎080-4914-5416 ☎04-7128-4243



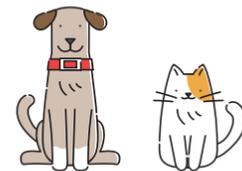
▲まつりHP

動物を適切に飼いましょう

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」

動物を飼う上での注意

- 災害に備えて飼い主の明示(迷子札やマイクロチップの装着など)や動物と同行避難する準備を行う
- 犬の放し飼いはせず、散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行う
- 猫は屋内で飼う
- 適切に飼えない犬・猫を増やさないために不妊去勢手術を行う
- やむを得ず飼えなくなった場合は新しい飼い主を探す(保健所・動物愛護センターでも手伝います)
- 動物を捨てたり傷つけたりしない
- ◎下記に該当する場合は保健所への届け出が必要**
- 飼い犬が人をかんだとき
- 犬・猫合わせて10頭以上飼うとき



千葉県動物愛護センターでは「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を開催しています。学校の授業や地域の勉強会などでも「動物愛護」「犬・猫の正しい飼い方」「犬のしつけ方」「動物由来感染症」などの講演を行っています。

因 千葉県松戸保健所(健康福祉センター) ☎047-361-2139、千葉県動物愛護センター東葛飾支所 ☎04-7191-0050、千葉県動物保護管理協会 ☎043-214-7814